

平成 23 年東北地方太平洋沖地震・大津波災害に伴う 特別措置のお知らせ

平成 23 年 3 月 12 日

各 位

J Aバンク岩手

3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震・大津波災害により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、このたびJ Aバンク岩手では、地震で被災された皆様に対し被災地の最寄の店舗において下記のとおり、お取り扱いをさせていただくとともに、J Aバンク岩手の各店舗において「相談窓口」を設置しておりますので、お気軽にご相談くださいようご案内申し上げます。

記

1. ご貯金のお支払いについて

(1) 通帳・証書、印鑑等を紛失された場合

貯金者本人であることを確認させていただき、組合所定の手続き後、お支払いいたします。

(2) 定期貯金、定期積金等の満期前のお支払い

ご相談に応じさせていただきます。

2. 手形の取立てについて

このたびの地震による障害のため、支払期日が経過した手形につきましては、関係金融機関と取立ができますよう話し合いをいたしますので、ご相談ください。

3. 汚れた紙幣・硬貨について

汚れた紙幣・硬貨の引換えに応じておりますので窓口までお申し出ください。

4. その他のご相談

相談窓口を設置しておりますので、最寄のJ A店舗にお問い合わせください。

以 上